平成２９年（フ）第３０号
山形県酒田市新橋１丁目10番地の13　Ａ号、前住所山形県酒田市広栄町２丁目219番地の18
債務者　中山　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第３９号
群馬県邑楽郡板倉町大字飯野2011番地
債務者　高瀬　美香
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１７１号
埼玉県上尾市大字上尾村1346番地20　スカイハイツ102、旧住所神奈川県横浜市緑区長津田町2191番地
債務者　塚崎　雄二
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１８号
さいたま市緑区原山２丁目５番13号　こもれび荘３号室、旧住所さいたま市岩槻区大字平林寺409番地６　あすみ荘
債務者　小野口　毅（旧姓小関）
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
埼玉県草加市長栄１丁目813番地20
債務者　大石　マヤ（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
埼玉県草加市新里町865番地　長堀マンション506号
債務者　古川知江子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
埼玉県比企郡川島町大字表307番地11
債務者　山澤　正敏
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６５号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目10番23号
債務者　小林　　治
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６６号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目10番23号
債務者　小林壽美江
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部

平成２９年（フ）第２７３号
埼玉県所沢市小手指町３丁目11番地の19　メイゾン小手指２－302
債務者　八木　裕一
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１４号
埼玉県行田市大字南河原830番地６
債務者　松本　誠一
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１２７号
埼玉県行田市大字南河原830番地６
債務者　松本　昌代
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１３１号
埼玉県本庄市牧西41番地１
債務者　木村　亮介
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４７号
千葉県匝瑳市飯塚867番地
債務者　長谷川美是
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第４８号
千葉県大網白里市みずほ台１丁目29番地７　テラスみずほ台103
債務者　宮腰　浩一
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
千葉県匝瑳市横須賀299番地１　フジコーポ101
債務者　木村　明仁
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６８号
静岡県裾野市金沢297番地
債務者　平出　　徹
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係